

地域再生基本方針の一部変更について

〔令和元年12月20日
閣議決定〕

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第6項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

1の1）中「環境未来都市」の下に「、SDGs未来都市」を加える。

2の3）中「形成を推進し」を「形成を推進するとともに、居住者の高齢化等の課題を抱える住宅団地について、住民の就業・交流の場等の多様な機能を導入し、多世代共生型のまちの形成を推進することにより」に改め、「雇用創出・所得確保を図っていく」の下に「。加えて、移住者による空き家や農地の取得を支援するなど、移住先の魅力ある環境の整備を進めることにより、農村地域等への移住を促進する」を加え、同4）中「PFI制度等」を「PPP／PFI」に改め、同5）の題名を次のように改める。

5） 構造改革特区、総合特区、国家戦略特区、都市再生、中心市街地活性化、環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市等との連携

2の5）中「配慮する」の下に「。また、地域における多様な課題に対応した取組により持続可能な地域再生を実現していく上では、持続可能な開発目標（SDGs）を活用し、経済、社会及び環境の統合的向上などを図ることも有効である」を、「環境未来都市」の下に「、SDGs未来都市」を加える。

5の3）①ロ中「5）⑭、⑮及び⑯」を「5）⑰、⑱及び⑲」に改め、同5）⑫ロ b. 中「住宅をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同 c. 中「福祉サービスをいう」の下に「。以下同じ」を加え、同⑰を同⑳とし、同⑱を同㉑とし、同⑰を同㉒とし、同⑯中「第17条の41」を「第17条の63」に、「第5条第4項第14号」を「第5条第4項第17号」に改め、同⑯を同⑰とし、同⑮中「第17条の40」を「第17条の62」に、「第5条第4項第13号」を「第5条第4項第16号」に改め、同⑮を同⑰とし、同⑭中「第17条の39」を「第17条の61」に、「第5条第4項第12号」を「第5条第4項第15号」に改め、同⑭を同⑰とし、同⑬イ中「第17条の36第1項」を「第17条の57第1項」に改め、同ロ中「第17条の37第1項」を「第17条の58第1項」に改め、同ハ中「第17条の38」を「第17条の59」に改め、同⑬を同⑰とし、同⑰の次に次のように加える。

⑰ 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例

法第17条の60により、株式会社民間資金等活用事業推進機構は、民間資金等

の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に規定する業務のほか、認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき民間資金等活用公共施設等整備事業（地方公共団体が所有し、又は管理する土地又は施設の有効活用を図る事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるもののうち、当該地方公共団体の長が管理者となる公共施設等の整備を伴うもの）を行う場合において、当該認定地方公共団体の依頼に応じて、次に掲げる業務を営むことができることとする。

- イ 当該認定地方公共団体に対する専門家の派遣
- ロ 当該認定地方公共団体に対する助言
- ハ イ及びロに掲げる業務に附帯する業務

5の5) ⑫の次に次のように加える。

⑬ 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例

イ 認定市町村は、法第17条の36により、都道府県知事等を加えた地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている地域住宅団地再生事業（地域住宅団地再生区域において、当該区域の住民の共同の福祉又は利便の向上を図るために行う事業をいう。以下同じ。）の実施に関する計画（以下「地域住宅団地再生事業計画」という。）を作成することができる。

当該地域住宅団地再生事業計画には、地域住宅団地再生区域の区域を記載するものとする。当該地域住宅団地再生区域の区域は、自然的経済的社会的条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる、住宅の需要に応ずるため一体的に開発された相当数の住宅の存する一団の土地及びその周辺の区域であって、当該区域における人口の減少又は少子高齢化の進展に対応した都市機能の維持又は増進及び良好な居住環境の確保を図ることが適当と認められる区域として認定市町村が定める区域を記載する。

ロ このほか、地域住宅団地再生事業計画には、おおむね a. から g. までに掲げる事項を記載するものとする。

- a. 地域住宅団地再生区域における住宅団地再生の方向性その他の地域住宅団地再生事業に関する基本的な方針を記載する。
- b. 地域住宅団地再生区域において住宅団地再生を図るために整備すべき医療施設、福祉施設、商業施設その他の当該区域の住民の共同の福祉又は利便のため必要な施設を記載するとともに、これらの施設を整備するための施策として、必要な土地の確保、費用の補助等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。
- c. 地域住宅団地再生区域において整備すべき高齢者向け住宅を記載するとともに、当該高齢者向け住宅を整備するための施策として、必要な土地の確保、費用の補助等の認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。

- d. 地域住宅団地再生区域において提供すべき介護サービスを記載するとともに、当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。
 - e. 地域住宅団地再生区域において公共交通機関の利用者の利便の増進を図るために認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。
 - f. 地域住宅団地再生区域において貨物の運送の共同化その他の貨物の運送の合理化を図るために認定市町村が講ずる施策に関する事項を記載する。
 - g. a. から f. までに掲げる事項のほか、認定市町村が地域住宅団地再生事業の実施のために必要と認める事項を記載する。
- ハ 認定市町村は、イ及びロに掲げる事項のほか、法第17条の36第4項各号に掲げる事項を地域住宅団地再生事業計画に記載することができる。当該事項のうち、国土交通大臣や都道府県知事の権限に係るものについて、その同意を得て地域住宅団地再生事業計画に記載したときは、法第17条の37から第17条の41まで、第17条の45及び第17条の48から第17条の50までにより、以下の特例を適用することとする。
- a. 国土交通大臣の同意を得て住宅団地再生建築物整備事業（住居専用地域内において、住宅団地再生を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。以下同じ。）に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日以後は、特定行政庁は、当該計画に記載された当該事業に係る基本的な方針に適合すると認める場合に、建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の手続を経た上で、同条第1項から第4項までの規定のただし書に基づく許可を行うことができることとする。

また、国土交通大臣の同意を得て特別用途地区住宅団地再生建築物整備事業（特別用途地区内において、住宅団地再生を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。）又は地区計画等住宅団地再生建築物整備事業（地区計画等の区域内において、住宅団地再生を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。）に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日、それぞれ建築基準法第49条第2項又は第68条の2第5項の承認があったものとみなす。
 - b. 公告及び縦覧等の手続を経て都市計画住宅団地再生建築物等整備事業（市町村が定める都市計画の決定又は変更をすることにより、住宅団地再生を図るために必要な建築物その他の施設の整備を促進する事業をいう。以下同じ。）に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日、当該都市計画住宅団地再生建築物等整備事業に係る都市計画の決定又は変更がされたものとみなす。
 - c. 有料老人ホームを整備する事業に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該有料老人ホームに関する老人福祉法第29条第1項の規定による届出については、その設置の日から一月

以内に、都道府県知事等に届け出ることをもって足りることとし、当該届出については、市町村長を経由してすることができるものとする。

- d. 都道府県知事の同意を得て居宅サービス事業又は介護予防サービス事業に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日に、これらの事業の実施主体に関し、それぞれ介護保険法第41条第1項本文又は同法第53条第1項本文の指定があったものとみなす。

同様に、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業又は第一号事業に関する必要事項が記載された地域住宅団地再生事業計画が公表されたときは、当該公表の日に、これらの事業の実施主体に関し、それぞれ同法第42条の2第1項本文、同法第54条の2第1項本文又は同法第115条の45の3第1項の指定があったものとみなす。

- e. 地域住宅団地再生事業計画に住宅団地再生道路運送利便増進事業に関する必要事項が記載されている場合において、当該事業の実施主体が当該事業を実施するための計画（住宅団地再生道路運送利便増進実施計画）を作成し、国土交通大臣の認定を受けたときは、道路運送法の規定により許認可を受け、又は届出をしたものとみなす。
- f. 地域住宅団地再生事業計画に住宅団地再生貨物運送共同化事業に関する必要事項が記載されている場合において、当該事業の実施主体が当該事業を実施するための計画（住宅団地再生貨物運送共同化実施計画）を作成し、国土交通大臣の認定を受けたときは、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定により登録若しくは許認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

- ニ 独立行政法人都市再生機構は、認定市町村からの委託に基づき、地域住宅団地再生事業計画の作成又は地域住宅団地再生事業の実施に必要な調査、調整及び技術の提供の業務であって、ロ b. の施設又は同 c. の高齢者向け住宅の整備に係るものを行うことができることとする。

⑭ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例

- イ 認定市町村は、法第17条の54により、都道府県知事、農業委員会等を加えた地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている既存住宅活用農村地域等移住促進事業（農村地域等移住促進区域において、農村地域等移住者（当該農村地域等移住促進区域に移住する者をいう。以下同じ。）に対して当該農村地域等移住促進区域内における既存住宅の取得等及び農地又は採草放牧地についての権利の取得を支援することにより当該農村地域等移住促進区域への移住の促進を図るために行う事業をいう。以下同じ。）の実施に関する計画（以下「既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画」という。）を作成することができる。

当該計画には、農村地域等移住促進区域の区域、農村地域等移住者による

当該区域内における既存住宅の取得等を支援するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項、農村地域等移住者による付随農地等（農村地域等移住促進区域内の既存の住宅に付随する農地若しくは採草放牧地又は就農のために必要な農地若しくは採草放牧地をいう。以下同じ。）についての農地法第3条第1項本文に掲げる権利の取得を支援するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項等を記載するものとする。

ロ 国の行政機関の長又は都道府県知事は、既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に記載された農村地域等移住促進区域内における農村地域等移住者による既存住宅の取得等のため、都市計画法等の規定による許可等の処分を求められたときは、当該既存住宅の取得等の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

ハ 認定市町村は、イに掲げる事項のほか、農業委員会の同意を得て、農地法第3条第2項第5号に規定する面積の特例を定めることにより農村地域等移住者による付随農地等についての同条第1項本文に掲げる権利の取得を特に促進する必要がある区域（以下「特定区域」という。）及び当該特定区域における付随農地等について同号に規定する面積に代えて適用すべき特別の面積（以下「特例面積」という。）を記載することができることとし、これらの事項が記載された既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画が公表されたときは、農村地域等移住者が当該特定区域内の付随農地等について同項本文に掲げる権利を取得しようとする場合における同条の規定の適用については、当該特例面積を適用することとする。

別表を別紙のように改める。

附 則

この閣議決定は、地域再生法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十六号）の施行の日から施行する。